# 参考資料

(令和7年4月1日現在)

別表 1	「非課税対象施設等一覧」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
別表 2	「課税標準の特例対象施設等一覧」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
別表3	「減免対象施設等一覧」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
別表4	「別表1中第4項の資産割非課税対象となる施設」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
根拠; 1 法令 地; 総, 旭,	条文凡例	

【例】地方税法第701条の40第2項第3号 → 法701の40②三

条…算用数字、項…○で囲んだ算用数字、号…漢数字、附則…附

## 別表1 非課税対象施設等一覧

根拠法令 (法701の34)

凡例) 資:資産割、従:従業者割

○:適用あり、-:適用なし

項	号	対象施設等	資	従
1		国、非課税独立行政法人及び法人税法2五の公共法人が行う事業	0	0
2		法人税法2六の公益法人等(防災街区整備事業組合、管理組合法人及び団地管理組合法人、マンション建替組合及びマンション敷地売却組合、認可地縁団体、政党等並びに特定非営利活動法人を含む。)又は人格のない社団等が事業所等において行う事業のうち収益事業以外の事業	0	0
3	11]	博物館、図書館及び学校法人以外の者が設置する私立幼稚園	0	0
	四	物価統制令4の規定に基づき道府県知事が入浴料金を定める公衆浴場	0	0
	五	と畜場法3②に規定すると畜場	0	0
	六	化製場等に関する法律1③に規定する死亡獣畜取扱場	0	0
	七	水道法3⑧に規定する水道施設	0	0
	八	廃棄物の処理及び清掃に関する法律7①若しくは⑥の規定による許可若しくは同法9の8①の規定による認定を受けて、又は同法7①ただし書若しくは同条⑥ただし書の規定により市町村の委託を受けて行う一般廃棄物の収集、運搬又は処分の事業の用に供する施設	0	0
	九	医療法1の5①に規定する病院及び同条②に規定する診療所、介護保険法8∞に規定する介護老人保健施設で医療法人が開設するもの及び同条②に規定する介護医療院で医療法人が開設するもの並びに医療関係者(看護師、准看護師、歯科衛生士、保健師、助産師、診療放射線技師、歯科技工士、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師及び柔道整復師)の養成所	0	0
	+	生活保護法38①に規定する保護施設(救護施設、更生施設、医療保護施設、授産施設及び宿所提供施設)	0	0
	+の二	児童福祉法6の3⑩に規定する小規模保育事業の用に供する施設	0	0
	+の三	児童福祉法 7 ①に規定する児童福祉施設(助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センター)	0	0
	十の四	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 2 ⑥に規定する認定こども園	0	0
	十の五	老人福祉法5の3に規定する老人福祉施設(老人デイサービスセンター、老人短期 入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センタ ー及び老人介護支援センター)	0	0

項	号	対象施設等	資	従
	十の六	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 5 ⑪に規定する障害 者支援施設	0	0
	十の七	十~十の六の施設のほか、社会福祉法2①に規定する社会福祉事業の用に供する施設で令56の26の5で定めるもの	0	0
	十の八	介護保険法115の46①に規定する包括的支援事業の用に供する施設	0	0
	十の九	児童福祉法6の3⑨に規定する家庭的保育事業、条⑪に規定する居宅訪問型保育事業又は同条⑫に規定する事業所内保育事業の用に供する施設	0	0
	+	農業、林業又は漁業を営む者が直接その生産の用に供する施設(農作物育成管理用施設、蚕室、畜舎、家畜飼養管理用施設、農舎、農産物乾燥施設、農業生産資材貯蔵施設、たい肥舎、サイロ及びきのこ栽培施設)	0	0
	十二	農業協同組合、水産業協同組合、森林組合、農事組合法人、農業協同組合連合会等が農林水産業者の共同利用に供する施設で令56の28②に掲げるもの	0	0
	十四	卸売市場法2②に規定する卸売市場及びその機能を補完するものとして令56の29に 掲げる施設	0	0
	十六	電気事業法2①八に規定する一般送配電事業、同項十に規定する送電事業、同項十一の二に規定する配電事業、同項十四に規定する発電事業又は同項十五の三に規定する特定卸供給事業の用に供する施設で一定のもの(電気事業法第2①十八に規定する電気工作物並びに当該施設の工事、維持及び運用に関する保安のための巡視、点検、検査又は操作のために必要な施設)	0	0
	十七	ガス事業法2⑤に規定する一般ガス導管事業又は同条⑨に規定するガス製造事業(当該ガス製造事業により製造されたガスが、直接又は間接に同条⑥に規定する一般ガス導管事業者が維持し、及び運用する導管により受け入れられるものに限る。)の用に供する施設で一定のもの(ガス事業法2億に規定するガス工作物並びに当該施設の工事、維持及び運用に関する保安のための巡視、点検、検査又は操作のために必要な施設)	0	0
	十八	独立行政法人中小企業基盤整備機構法15①三口に規定する連携等又は中小企業の集積の活性化に寄与する一定の事業を行う者が、都道府県又は独立行政法人中小企業基盤整備機構から同号口の資金の貸付けを受けて設置する施設のうち一定のもの	0	0
	十九	総合特別区域法2②五イに規定する事業を行う者が市町村から同号イの資金の貸付けを受けて設置する施設のうち一定のもの、又は、同法2③五イに規定する事業を行う者が市町村から同号イの資金の貸付けを受けて設置する施設のうち一定のもの	0	0
	二十	鉄道事業法7①に規定する鉄道事業者又は軌道法4に規定する軌道経営者がその本 来の事業の用に供する施設のうち、事務所又は発電施設以外のもの	0	0
	=+-	一般乗合旅客自動車運送事業(定期路線バスに限る。)、一般貨物自動車運送事業、 貨物利用運送事業のうち鉄道運送事業者の行う貨物の運送に係るもの又は第二種貨物 利用運送事業のうち航空運送事業者の行う貨物の運送に係るもの(自動車を使用して 貨物の集貨又は配達を行う事業分に限る。)を経営する者がその本来の事業の用に供 する施設で事務所以外のもの	0	0

項	号	対象施設等	資	従
	<u></u> =+=	自動車ターミナル法 2 ⑥に規定するバスターミナル又はトラックターミナルの用に 供する施設のうち事務所以外のもの	0	0
	二十三	国際路線に就航する航空機が使用する公共の飛行場に設置される施設で当該国際路 線に係る一定のもの	0	0
	二十四	専ら公衆の利用を目的として電気通信回線設備を設置して電気通信事業法2三に規定する電気通信役務を提供する同条四に規定する電気通信事業(携帯電話用装置、自動車電話用装置その他の無線通話装置を用いて電気通信役務を提供する事業を除く。)を営む者で一定のものが当該電気通信事業の用に供する施設のうち、事務所、研究施設又は研修施設以外のもの	0	0
	二十五	民間事業者による信書の送達に関する法律2⑥に規定する一般信書便事業者がその本来の事業の用に供する施設のうち、信書便物の引受け及び配達の用に供する施設その他信書便物の送達の用に供する施設で一定のもの	0	0
	二十五の二	日本郵便株式会社が郵便法の規定により行う郵便の業務及び国の委託を受けて行う 印紙の売りさばき並びにこれらに附帯する業務の用に供する施設で一定のもの	0	0
	二十六	勤労者の福利厚生施設で次に掲げるもの ア 事業を行う者又は事業を行う者で組織する団体が経営する専ら当該事業を行う者 又は当該団体の構成員である事業を行う者が雇用する勤労者の利用に供する福利又 は厚生のための施設 イ 国民健康保険組合、国民健康保険団体連合会、健康保険組合、健康保険組合連合 会、国家公務員共済組合、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合、全国 市町村職員共済組合連合会又は日本私立学校振興・共済事業団が経営する専らこれ らの組合若しくはこれらの連合会を構成する組合の組合員又は私立学校教職員共済 法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者の利用に供する福利又は厚生のた めの施設 ウ ア・イに掲げるもののほか、地方税法施行規則24の7各号に掲げるもの	0	0
	二十七	駐車場法2二に規定する路外駐車場で次に掲げるもの ア 駐車場法2二に規定する路外駐車場(以下「特定路外駐車場」という。)で都市計画において定められたもの イ 特定路外駐車場で駐車場法12の規定により届出がなされたもの(前号に掲げるものを除く。) ウ 一般公共の用に供されるものとして市長が認めた特定路外駐車場(公益上必要な施設から概ね200m以内の距離に設置されており、不特定多数の者の利用に供されるもの。特定の店舗等の利用者のみの利便施設は対象外。)	0	0
	二十八	原動機付自転車又は自転車の駐車のための施設で都市計画法11①一に掲げる駐車場 として都市計画に定められたもの	0	0
	二十九	東日本高速道路株式会社等が、高速道路株式会社法 5 ①一、二又は四に規定する事業の用に供する施設のうち事務所以外のもの	0	0
4		特定防火対象物に設置される消防用設備等、特殊消防用設備等及び避難施設その他の一定の防災に関する施設又は設備のうち、一定の部分 ※ 詳しくは、「事業所税の手引」 6(3)(11ページ)及び別表 4「別表 1 中第 4 項の非課税対象となる施設」(7ページ)を御覧ください。	0	_
5		港湾運送事業者がその本来の事業の用に供する施設のうち港湾運送の業務に従事する労働者の詰所(労働者詰所及び現場事務所)に係る従業者給与総額	_	0

## 別表2 課税標準の特例対象施設等一覧

凡例)資:資産割、従:従業者割

根拠法令 (法701の41)

1/2、3/4:控除される割合、-:適用なし

項	号	対象施設等	資	従
1	-	法人税法2七の協同組合等がその本来の事業の用に供する施設	1/2	1/2
	=	学校教育法124に規定する専修学校又は同法134①に規定する各種学校において直接 教育の用に供する施設	1/2	1/2
	=	事業活動に伴つて生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他公害の防止又は資源 の有効な利用のための施設で一定のもの	3/4	_
	四	廃棄物の処理及び清掃に関する法律14①若しくは⑥若しくは14の4①若しくは⑥の規定による許可又は同法15の4の2①の規定による認定を受けて行う産業廃棄物の収集、運搬又は処分の事業その他公害の防止又は資源の有効な利用のための事業で一定のものの用に供する施設のうち事務所以外の一定のもの	3/4	1/2
	五.	家畜取引法2③に規定する家畜市場	3/4	
	六	生鮮食料品の価格安定に資することを目的として設置される施設のうち、一定の消 費地食肉冷蔵施設	3/4	_
	七	みそ、しょうゆ若しくは食用酢又は酒類の製造業者が直接これらの製造の用に供する施設のうち、包装、びん詰、たる詰その他これらに類する作業のための施設以外の施設	3/4	
	八	売場を設けて定期に又は継続して木材取引のために開設され、かつ、その売買が原則としてせり売り又は入札の方法により行われる市場、又は、製材、合板の製造その他の木材の加工を業とする者(製材業、合板製造業、床板製造業、パーティクルボード製造業又は一定の木材防腐処理業を営む者)若しくは木材の販売を業とする者がその事業の用に供する木材の保管施設(専ら木材の保管の用に供される施設に限る。)	3/4	
	九	旅館業法 2 ②に規定する旅館・ホテル営業の用に供する施設のうち、客室、食堂(専ら宿泊客の利用に供する施設に限る。)、広間(主として宿泊客以外の者の利用に供する施設を除く。) その他宿泊に係る施設(ロビー、浴室、厨房、機械室その他これらに類する施設(一定の消防用設備等又は一定の防災に関する施設若しくは設備に係る部分を除く。) で宿泊に係るものに限る。)。ただし、これらの施設のうち風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 2 ⑥四に掲げる営業の用に供されるものを除く。	1/2	
	+	港湾法2⑤に規定する港湾施設(航行補助施設、旅客施設又は船舶役務用施設に限る。)のうち、一定のもの	1/2	1/2
	+	港湾法2⑤に規定する港湾施設(荷さばき施設又は保管施設に限る。)のうち、一定のもの	3/4	1/2
	十二	外国貿易のため外国航路に就航する船舶により運送されるコンテナー貨物に係る荷 さばきの用に供する施設	1/2	_

項	号	対象施設等	資	従
	十三	一般港湾運送事業又は港湾荷役事業の用に供する上屋	1/2	_
	十四	倉庫業法7①に規定する倉庫業者がその本来の事業の用に供する倉庫	3/4	_
	十五	一般乗用旅客自動車運送事業のうち、タクシー業務適正化特別措置法 2 ③に規定するタクシー事業の用に供する施設で、同法 2 ④に規定するタクシー事業者がその本来の事業の用に供する施設(事務所を除く。)	1/2	1/2
	十六	公共の飛行場に設置される施設のうち、格納庫、運航管理施設、航空機の整備のための施設その他航空運送事業の用に供する施設で一定のもの	1/2	1/2
	十七	流通業務市街地の整備に関する法律 4 ①に規定する流通業務地区内に設置されるトラックターミナル、鉄道の貨物駅その他貨物の積卸しのための施設、倉庫、野積場若しくは一定の貯蔵槽若しくは貯木場、上屋若しくは荷さばき場、店舗(道路貨物運送業、貨物運送取扱業、信書送達業、倉庫業又は卸売業の用に供するものに限る。)又はこれらの施設に附帯する自動車駐車場若しくは自動車車庫	1/2	1/2
	十八	流通業務市街地の整備に関する法律4①に規定する流通業務地区内に設置される倉庫で倉庫業者がその本来の事業の用に供するもの	3/4	1/2
	十九	民間事業者による信書の送達に関する法律2 ⑨に規定する特定信書便事業者がその本来の事業の用に供する施設のうち、信書便物の引受け及び配達の用に供する施設その他信書便物の送達の用に供する施設で一定のもの	1/2	1/2
2		心身障害者を多数雇用する一定の事業所等のうち、障害者の雇用の促進等に関する 法律49①六の助成金の支給に係る施設又は設備に係るもの	1/2	_

## 根拠法令(法附33)

項	対象施設等	資	従
5	特定農産加工業経営改善臨時措置法 3 ①の規定による承認を受けた同法 2 ③に規定する特定農産加工業者(同条②一に掲げる業種に属する事業を行う者)若しくは同条④に規定する特定事業協同組合等(同号に掲げる業種に属する事業を行う者)が同法3①の承認に係る計画に従って実施する同法3①に規定する経営改善措置に係る事業又は同法5①の規定による承認を受けた同法2③に規定する特定農産加工業者(同条②二に掲げる業種に属する事業を行う者)若しくは同条④に規定する特定事業協同組合等(同号に掲げる業種に属する事業を行う者)が同法5①の承認に係る計画に従つて実施する同法5①に規定する調達安定化措置に係る事業の用に供する施設で政令で定めるもの ※ 当該事業が法人の事業である場合には令和8年3月31日までに終了する事業年度分の事業所税、当該事業が個人の事業である場合には令和7年分までの事業所税に限る。	1/4	

## 別表3 減免対象施設等一覧

凡例) 資:資産割、従:従業者割

1/2、3/4:減免の割合、一:適用なし

根拠法令(法701の57、条149①、規4、規別表第4)

項	対象施設等	資	従
1	道路交通法99①の規定による指定自動車教習所	1/2	1/2
2	道路運送法9①に規定する一般乗合旅客自動車運送事業者等で同法3一口に掲げる一般貸切旅客自動車運送事業を行う者がその本来の事業の用に供する施設(当該者がその本来の事業の用に供するバスの全部又は一部を学校教育法1に規定する学校(大学を除く。)又は同法124に規定する専修学校がその生徒、児童又は園児のために行う旅行の用に供した場合に限る。)  当該旅行に係るバスの走行キロ数の合計 当該事業者の本来の事業に係るバスの総走行キロ数の合計  × 1 2	左記の割合	左記の割合
3	酒税法9に規定する酒類の販売業のうち卸売業に係る酒類の保管のための倉庫	1/2	_
4	倉庫業法7①に規定する倉庫業者がその本来の事業の用に供する倉庫で市内に有する当該 倉庫に係る事業所床面積の合計面積が3万㎡未満であるもの	全部	全部
5	タクシー業務適正化特別措置法 2 ④に規定するタクシー事業者で市内に有するタクシーの 台数が250台以下であるものが行う一般乗用旅客自動車運送事業のうち同法 2 ③に規定する タクシー事業の用に供する施設	全部	全部
6	旧中小企業振興事業団法の施行前において、小規模企業者等設備導入資金助成法に基づく 貸付けを受けて設置された施設で、法701の34③十八に規定する事業に相当する事業を行う 者が当該事業の用に供する同号に掲げる施設に相当するもの	全部	全部
7	農業協同組合、水産業協同組合及び森林組合並びにこれらの組合の連合会が農林水産業者の共同利用に供する施設(法701条の34③十二に掲げる施設並びに購買施設、結婚式場、理容又は美容のための施設及びこれに類する施設を除く。)	全部	全部
8	果実飲料の日本農林規格2の規定による果実飲料又は炭酸飲料の日本農林規格2の規定による炭酸飲料の製造業に係る製品等の保管のための倉庫(延べ面積3,000㎡以下の場合に限る。)	1/2	_
9	ビルの室内清掃、設備管理等の事業を行う者が本来の事業の用に供する施設	_	全部
10	列車内において食堂及び売店の事業を行う者が本来の事業の用に供する施設	_	1/2
11	古紙の回収の事業を行う者が当該事業の用に供する施設	1/2	-
12	家具の製造又は販売の事業を専ら行う者が製品又は商品の保管のために要する施設	1/2	
13	事業所床面積のうち課税標準の算定期間中において、6月以上休止していた施設	全部	
14	野菜又は果実 (梅に限る。) のつけものの製造業者が直接これらの製造の用に供する施設 のうち、包装、びん詰、たる詰その他これらに類する作業のための施設以外の施設	3/4	_
15	地方自治法244の 2 ③に規定する指定管理者が同項の規定に基づき管理を行う同法244①に 規定する公の施設	全部	全部

## 別表4 別表1中第4項の資産割非課税対象となる施設

※「事業所税の手引」12ページの特定防火対象物に設置された施設に限ります。

#### 【消防用設備等】

次に掲げる設備又は施設(これに附置される非常電源を含む。)で、消防法17の技術上の基準に適合するもの 又は同法17の2の5①若しくは17の3①の規定の適用があるもの。

		資産割非課税の対象施設	非課税割合
消防用設備	消火設備 (水その他消火剤 を使用して消火を 行う機械器具又は 設備)	<ul> <li>消火器及び簡易消火用具(水バケツ、水槽、乾燥砂及び膨張ひる石 又は膨張真珠岩)</li> <li>二 屋内消火栓設備</li> <li>三 スプリンクラー設備</li> <li>四 水噴霧消火設備</li> <li>五 泡消火設備</li> <li>六 不活性ガス消火設備</li> <li>七 ハロゲン化物消火設備</li> <li>八 粉末消火設備</li> <li>九 屋外消火栓設備</li> <li>九 屋外消火栓設備</li> <li>十 動力消防ポンプ設備</li> </ul>	全部
	警報設備 (火災の発生を報 知する機械器具又 は設備)	<ul> <li>一 自動火災報知設備</li> <li>一の二 ガス漏れ火災警報設備(液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律2③に規定する液化石油ガス販売事業によりその販売がされる液化石油ガスの漏れを検知するためのものを除く。)</li> <li>二 漏電火災警報器</li> <li>三 消防機関へ通報する火災報知設備</li> <li>四 警鐘、携帯用拡声器、手動式サイレンその他の非常警報器具及び非常警報設備(非常ベル、自動式サイレン及び放送設備)</li> </ul>	全部
	避難設備 (火災が発生した 場合において避難 するために用いる 機械器具又は設備)	一 すべり台、避難はしご、救助袋、緩降機、避難橋その他の避難器具 二 誘導灯及び誘導標識	全部
消防用水       防火水槽又		防火水槽又はこれに代わる貯水池その他の用水	全部
消少	<b>火活動上必要な施設</b>	排煙設備、連結散水設備、連結送水管、非常コンセント設備及び無線 通信補助設備	全部

## 【特殊消防用設備等】

資産割非課税の対象施設	非課税割合
上記の「消防用設備等」又は市が条例で定める技術上の基準に従つて設置し、及び維持しなければならない消防用設備等に代えて、特殊の消防用設備等その他の設備等であって、当該消防用設備等と同等以上の性能を有し、かつ、当該関係者が作成する計画に従って設置し、及び維持するものとして、総務大臣の認定を受けたもの	全部

#### 【避難施設その他の防災に関する施設又は設備】

次に掲げる施設又は設備(第一号から第四号までに掲げる施設又は設備にあつては、建築基準法若しくはこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合するもの又は同法3②(同法86の9①において準用する場合を含む。)の規定の適用がある建築物若しくは建築物の部分に設置されているもの(同法87③の規定の適用があるものを除く。)に限る。)。

<u>†</u>	글	資産割非課税の対象施設	非課税 割合
_	イ	避難階段等(建築基準法施行令123の規定による避難階段又は特別避難階段)、排煙設備(これに附置される予備電源を含む。)並びに非常用の照明装置(これに附置される予備電源を含む。)及び進入口(バルコニーを含む。)	全部
	П	廊下、階段(避難階(直接地上へ通ずる出入口のある階をいう。以下この口及び次号口において同じ。)又は地上へ通ずる直通階段(イの避難階段等を除くものとし、傾斜路を含む。)に限る。)及び避難階における屋外への出入口	1/2
		建築基準法施行令20の2二に規定する中央管理室 (次の(1)・(2)に掲げる設備又は装置を設置しているものに限るものとし、消防法施行令 23①の規定の適用がある防火対象物に設置されるものにあっては、同令7③三に規定する 消防機関へ通報する火災報知設備に係る部分を除く。)	1/2
		(1) 排煙設備の制御及び作動の状態の監視に係る設備 (2) 建築基準法34②に規定する建築物に設置されるものにあっては、建築基準法施行令 129の13の3②に規定する非常用エレベーター(以下このロ及び四において「非常用エ レベーター」という。)の籠を呼び戻す装置(各階の乗降ロビー及び非常用エレベータ 一の籠内に設けられた通常の制御装置の機能を停止させ、籠を避難階又はその直上階若 しくは直下階に呼び戻す装置をいう。)の作動に係る設備及び非常用エレベーターの籠 内と連絡する電話装置	
Ξ		建築基準法施行令112⑪に規定する竪穴部分のうち、吹抜きとなっている部分、階段の部分、昇降機の昇降路の部分、ダクトスペースの部分その他これらに類する部分で、同項から同条⑬までの規定により区画されているもの(一イ及びロ並びに次号に掲げる施設又は設備に係るものを除く。)	1/2
四		非常用エレベーター (これに附置される予備電源を含む。)	全部
五	イ	市の条例の規定に基づき設置する避難通路(ロにおいて「避難通路」という。)で、スプリンクラー設備(消防法施行令12に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置されたものに限る。)の有効範囲内に設置するもの	全部
	П	避難通路(イに該当するものを除く。)	1/2
		市の条例の規定に基づき設置する喫煙所	1/2
		上記喫煙所のほか、市の条例又は消防組織法12①に規定する消防長若しくは同法13①に 規定する消防署長若しくは建築基準法2三十五に規定する特定行政庁の命令に基づき設置 する施設又は設備で、火災又は地震等の災害による被害を予防し、又は軽減するために有 効に管理されていると市長が認めるもの	1/2